

議案第96号

芽室町介護保険条例中一部改正の件

芽室町介護保険条例を次のとおり一部改正しようとするものであります。

令和2年12月1日提出

芽室町長 手 島 旭

芽室町介護保険条例の一部を改正する条例

芽室町介護保険条例（平成12年条例第50号）の一部を次のように改正する。

附則第7条中「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に、「当該年の前年に」を「平均貸付割合（）に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の附則第7条の規定は、令和3年1月1日以降の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

説 明

地方税法等の一部改正に伴い、本条例を改正しようとするものであります。

芽室町介護保険条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>附 則</p> <p>(延滞金の割合の特例)</p> <p>第7条 当分の間、第9条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>延滞金特例基準割合</u>（<u>平均貸付割合</u>（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあってはその年における<u>延滞金特例基準割合</u>に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該<u>延滞金特例基準割合</u>に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</p> <p>附 則</p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 <u>この条例は、令和3年1月1日から施行する。</u></p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p>2 <u>この条例による改正後の附則第7条の規定は、令和3年1月1日以降の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に對応する延滞金については、なお従前の例による。</u></p>	<p>附 則</p> <p>(延滞金の割合の特例)</p> <p>第7条 当分の間、第9条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>特例基準割合</u>（<u>当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合</u>に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあってはその年における<u>特例基準割合</u>に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該<u>特例基準割合</u>に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</p>